

○四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給規則

昭和49年10月3日

規則第11号

改正 昭和50年12月26日規則第17号

昭和55年7月1日規則第37号

昭和56年3月31日規則第16号

昭和60年5月31日規則第17号

昭和62年9月30日規則第35号

平成元年3月1日規則第9号

平成7年3月28日規則第4号

平成11年3月30日規則第12号

(題名改称)

平成12年3月30日規則第16号

平成13年3月27日規則第9号

(題名改称)

平成16年12月22日規則第40号

平成17年3月30日規則第15号

平成24年6月29日規則第26号

平成27年12月24日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例(昭和49年条例第21号。以下「条例」という。)の施行につき必要な事項を定めるものとする。

(平7規則4・平11規則12・平13規則9・一部改正)

(居住の認定)

第2条 条例第3条の規定による居住の認定については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき記録された日から起算する。

(昭60規則17・平24規則26・一部改正)

(申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により、福祉手当（以下「手当」という。）の支給を受けようとする者は、ねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当支給申請書（様式第1号）及びねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当所得状況届（様式第2号）に必要な応じて地区担当民生委員の証明書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

（平11規則12・平13規則19・平16規則40・一部改正）

（決定）

第4条 市長は、前条の申請を受理した場合において当該申請を承認し、又は却下したときは、ねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当支給認定通知書（様式第4号）又はねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当支給申請却下通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

（平11規則12・平13規則9・平16規則40・一部改正）

（所得状況の届出）

第4条の2 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、ねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当所得状況届を毎年7月11日から8月10日までの間に市長に提出しなければならない。

（平16規則40・追加）

（住所又は氏名の変更届出）

第5条 受給者は、住所又は氏名を変更したときは、ねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当受給者／住所／氏名／変更届（様式第6号）により速やかに市長に提出しなければならない。

（平11規則12・平13規則9・平16規則40・一部改正）

（受給権消滅の届出）

第6条 受給者は、条例第4条の規定に該当するに至ったときは、ねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当受給資格消滅届（様式第7号）を消滅した日から10日以内に市長に提出しなければならない。

（平11規則12・平13規則9・平16規則40・一部改正）

（改定申請）

第7条 受給者が死亡又は住所不明になったときは、その者に代わって、ねたきり身体障

害者又は重度知的障害者を介護する者が、受給権の改定申請により市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請をしようとする者は、ねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当受給者改定申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（平11規則12・平13規則9・平16規則40・一部改正）

（手当の額等）

第8条 条例第6条の規定による手当の額は、月額10,650円とする。

- 2 手当の支給は、受給者に対してその都度支給期日等を通知して行うものとし、未支給手当についても、また同様とする。

- 3 市長は、第3条に規定する申請書の提出があった日の属する月の翌月から受給権が消滅した日の前日の属する月まで次の表に掲げる区分に従い手当を支給するものとする。

期別	期間	支給月
第1期	4月から9月まで	9月
第2期	10月から3月まで	3月

（平7規則4・全改、平11規則12・平12規則16・平13規則9・平16規則40・一部改正）

（台帳）

第9条 手当の支給に関する事項を記載整理するため、ねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当受給者台帳（様式第9号）を作製する。

（平11規則12・平13規則9・平16規則40・一部改正）

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（平7規則4・追加）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 四街道町在宅ねたきり老人見舞金支給規則（昭和48年規則第17号）並びに四街道町在宅ねたきり老人見舞金支給細則（昭和48年細則第19号）は、廃止する。
- 3 四街道町在宅重症心身障害者見舞金支給規則（昭和48年規則第20号）並びに四街道町在宅重症心身障害者見舞金支給細則（昭和48年細則第18号）は、廃止する。

附 則（昭和50年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和55年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第16号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成元年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第12号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第16号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第9号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第40号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第15号）抄

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第26号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第3条)

年 月 日

四街道市長 様

住 所 四街道市

申請者

氏 名



個人番号

ねたきり身体障害者 福祉手当支給申請書
重度知的障害者

四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例第5条により福祉手当を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ねたきり身体障害者 重度知的障害者 氏 名		性 男 別 女	申請者 の 続 柄	
生 年 月 日	年 月 日		年 齢	歳
住 所	四街道市			
ねたきりになった 始 期	年 月 日	ねたきり の 程 度	重・中・軽	
		介 護 の 程 度	入浴・食事・排便	
療 養 の 状 況		手帳番号 等 級	種 級 (A)1 (A)2 (A)を含む。)A1 A2 重度	
支 払 金 融 機 関		口 座 番 号		

様式第2号(第3条)

(表)

ねたきり身体障害者
福祉手当所得状況届
重度知的障害者

①受給資格者	氏名 (印)	個人番号																	
	住所																		
②配偶者	氏名	個人番号																	
	住所																		
③扶養義務者 続柄()	氏名	個人番号																	
	住所																		
④平成 年 所得	⑤受給資格者		⑥配偶者		⑦扶養義務者														
⑧控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 {うち老人扶養親族の数(受給資格者については、㉞老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、㉟特定扶養親族の数)}	人		人		人														
	㉞人		老人扶養親族 人		老人扶養親族 人														
	㉟人																		
⑨受給資格者に係る所得額 (欄外の記入要領参照)	円	※ア	円																
⑩配偶者・扶養義務者に係る所得額			円	※イ	円	円	※ウ	円											
控	⑪障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円										
	⑫特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円										
	⑬障害者・特別障害者・老年者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の特例	老・寡・寡特・勤	円	円	障・特障・老・勤	円	障・特障・老・寡・寡特・勤	円	円	円									
除	⑭	円	円	円	円	円	円	円	円										
	⑮社会保険料等相当額	円	円	円	円	円	円	円	円										
⑯控除後の所得額	円		円		円														
四街道市長 様																	年 月 日		
上記のとおり、相違ありません。なお、認定に際し必要のある場合には、所得の状況について四街道市長が公簿により確認することに同意します。																			
																	氏名 (印)		
※審査																			

(注) ⑨欄の記入要領

- 裏面の公的年金等を受給していない人は、県民税に係る前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年)の課税所得を記入してください。
- 裏面の公的年金等を受給している人は、右により計算した所得額(Eの欄の額)を記入してください。

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきりと書いてください。

◎ ※の欄は記入しないでください。

公的年金等の収入金額 (種類)	A		※
(種類)		円	円
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額	B	円	円
公的年金等以外の雑所得金額	C	円	円
雑所得以外のすべての所得額	D	円	円
所得額(B+C+D)	E	円	円

(裏)

注意

- 1 ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族または兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。
- 2 ⑧の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を記入してください。
なお、同法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
 - (1) 受給資格者については、⑦に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、④に特定扶養親族の数を記入してください。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 3 ⑨の欄は、所得がない場合は「なし」と記入してください。
- 4 ⑩の欄は、前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。)の所得について県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。
- 5 ⑪の欄は、⑧の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。
- 6 ⑫の欄は、⑧の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。
- 7 ⑬の欄には、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、老年者、寡婦(夫)、寡婦控除の特例対象者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 8 ⑭の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれの項目及び当該控除額を記入してください。
- 9 ⑮の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。
- 10 (注)の表中、
 - ア Aの欄は、下表に掲げる公的年金等(課税対象年金・恩給を含む。)のすべての収入金額を記入してください。また、()内に「公的年金等」から該当する記号(ネについては、これに加え、当該公的年金等の名称)を記入し、その年金の種類(障害基礎年金、老齢年金等)を具体的に記入してください。「公的年金等」を2つ以上受けているときは、それぞれ記入してください。
 - イ Bの欄は、Aの欄の金額から所得税法第35条第4項の年齢65歳未満である者に係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記入してください。
 - ウ Cの欄は、「公的年金等」以外の雑所得の金額(所得税法第35条第2項第2号に掲げる金額)を記入してください。
 - エ Dの欄は、県民税の対象となった、雑所得以外の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計を記入してください。この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。
 - (1) 公的年金等を除く所得額について、市長の証明書
 - (2) 公的年金等の収入金額について明らかにすることができる証明書(年金証書等の写し)
 - (3) ⑩から⑮までの欄に記入した事項について、市長の証明書

公 的 年 金 等

イ 国民年金 ロ 厚生年金保険の年金 ハ 船員保険の年金 ニ 恩給 ホ 国家公務員等共済組合の年金
ヘ 条例による地方公務員の年金 ト 地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済
会又は旧市町村職員共済組合の年金 チ 私立学校教職員共済組合の年金 リ 農林漁業団体職員共済組合の年金
ヌ 国会議員互助年金 ル 日本製鉄八幡共済組合の年金 ヲ 執行官の恩給 ワ 旧令による共済組合等からの
年金受給者のために国家公務員等共済組合連合会が支給する年金 カ 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
ヨ 未帰還者の留守家族手当 タ 労働者災害補償制度の年金 レ 国家公務員災害補償制度の年金 ソ 公立学
校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 ツ 地方公務員災害補償制度の年金 ネ 所
得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ～ツに該当しない課税対象年金

様式第3号(第3条)

証 明 書

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

上記の者は6月以上常に臥床し、日常生活のほとんどに介護を要することを認める。

年 月 日

地区担当民生委員



ねたきりになった始期	年 月 日	ねたきりの程度		重	・	中	・	軽
		介護の程度	入 浴	要	・	否		
食 事	要		・	否				
排 便	要		・	否				
手帳番号等	種 級 ①A1 ②A2 (Aを含む。)A1 A 2 重度							
治療の状況	治療している・いない		治療している場合、病院名					
特記事項								

様式第4号(第4条)

四街道市 指令第 号
年 月 日

受給者 様

四街道市長



ねたきり身体障害者 福祉手当支給認定通知書
重度知的障害者

年 月 日付で申請のありましたねたきり身体障害者又は重度知的障害者福祉手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

記

ねたきり身体障害者 重度知的障害者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	四街道市		
支給額	月額	円	支給月	9月及び3月
支給方法	金融機関口座に振込	支払金融機関		
		口座番号		

注 次の事由に該当するときは、速やかに届けを出して下さい。

- 1 ねたきり身体障害者又は重度知的障害者でなくなったとき(入院、施設入所を含む。)
- 2 死亡したとき。
- 3 四街道市に居住しなくなったとき。
- 4 住所、氏名を変更したとき。

※ 条例の規定に違反したときは、手当の全部又は一部を支給しないことがあります。

様式第5号(第4条)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長



ねたきり身体障害者 福祉手当支給申請却下通知書
重度知的障害者

年 月 日付で申請のありましたねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当について、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

却下した理由

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

様式第6号(第5条)

年 月 日

四街道市長 様

受給者 氏 名



ねたきり身体障害者 福祉手当受給者 住所変更届
重度知的障害者 氏名

次のとおり 住所氏名 を変更しましたのでお届けします。

ねたきり身体障害者 重度知的障害者	住 所	新
		旧
	ふりがな 氏 名	新
		旧
受 給 者	住 所	新
		旧
	ふりがな 氏 名	新
		旧
変更年月日	年 月 日	
支払金融機関		口座番号

様式第7号(第6条)

年 月 日

四街道市長 様

住 所 四街道市
受給者
氏 名



ねたきり身体障害者 福祉手当受給資格消滅届
重度知的障害者

次のとおり福祉手当の受給資格が消滅しましたのでお届けします。

受給者	住 所	四街道市
	氏 名	
受給資格消滅の理由	1 症状が回復し、ねたきりの状態でなくなった 2 死亡した 3 四街道市に住所を有しなくなった 4 病院、施設に入所した 5 その他	
受給資格消滅年月日	年 月 日	

様式第9号(第9条)

ねたきり身体障害者
重度知的障害者 福祉手当受給者台帳

受給者住 所	四街道市				
ふりがな 受給者氏名		ねたきり身体障 害者又は重度知 的障害者との関 係			
ねたきり身体 障害者 重度知的障害 者	住所				
	氏名	性別	男・女	生年 月日	年 月 日
ねたきりに なった始期	年 月 日	ねたきりの程度		重 ・ 中 ・ 軽	
		介 護 の 程 度		入 浴 ・ 食 事 ・ 排 便	
治療している か 否	いる いない 病院名()	障害病名及び 手帳有無		手帳有無 種 級	
特記					
申 請 書 交 付 年 月 日	年 月 日	認定年月日	年 月 日		
申 請 内 容 変 更 年 月 日			支 給 始 期		
変更した内容			年 月分から		
受給権、消滅 届 年 月 日	年 月 日	受給権喪失 年 月 日	年 月 日		
支払金融機関		口座番号			

支 払 記 録				
年 度	支 払 年 月 日	支 払 金 額	扱 者 印	備 考

様式第1号 (第3条)

(昭62規則35・平元規則9・平11規則12・平13規則9・平27規則39・一部改正)

様式第2号 (第3条)

(平16規則40・追加、平27規則39・一部改正)

様式第3号 (第3条)

(昭62規則35・平元規則9・平11規則12・平13規則9・一部改正、平16規則40・旧様式第2号繰下)

様式第4号 (第4条)

(平元規則9・平11規則12・平13規則9・一部改正、平16規則40・旧様式第3号繰下)

様式第5号 (第4条)

(平元規則9・平11規則12・平13規則9・一部改正、平16規則40・旧様式第4号繰下、平17規則15・一部改正)

様式第6号 (第5条)

(平元規則9・平11規則12・平13規則9・一部改正、平16規則40・旧様式第5号繰下)

様式第7号 (第6条)

(平元規則9・平11規則12・平13規則9・一部改正、平16規則40・旧様式第6号繰下)

様式第8号 (第7条第2項)

(平元規則9・平11規則12・平13規則9・一部改正、平16規則40・旧様式第7号繰下、平27規則39・一部改正)

様式第9号 (第9条)

(平元規則9・平11規則12・平13規則9・一部改正、平16規則40・旧様式第8号繰下)